

4月から

個人の状態や必要性に合わせて、さまざまなサービスなどを提供します！

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります！

住み慣れた地域でいつまでも生活を続けられるよう地域で支えるとともに、高齢者自身も要介護状態となることを予防し、健康寿命を延ばすことが大切です。

そのための仕組みとして、村では、4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)を実施します。

## 【問い合わせ】

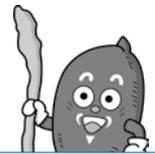
介護福祉課介護保険室(役場行政棟1階) ☎282-1711 内線1162)

## ■どんな事業なの？

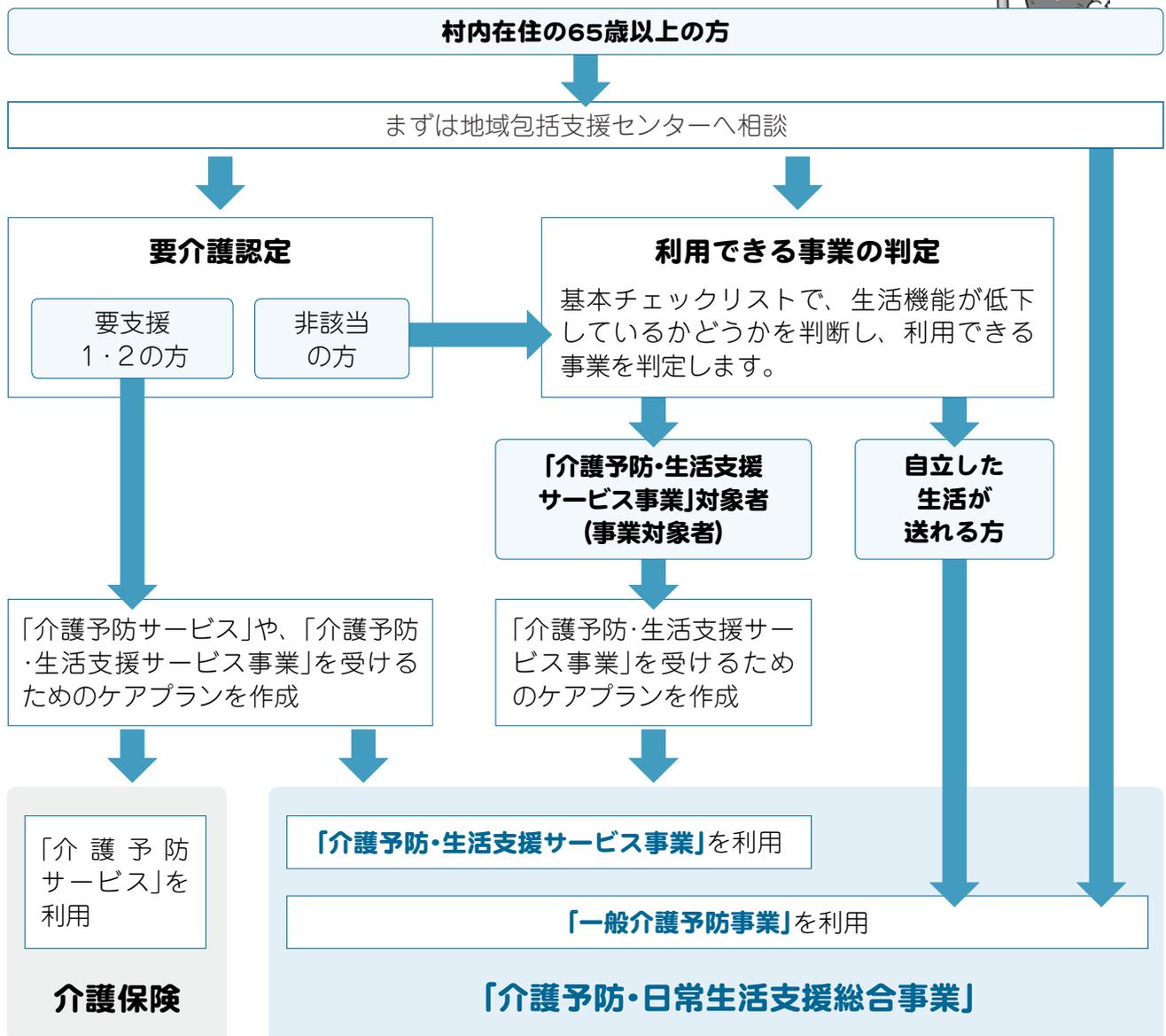
介護保険制度の中で、村が行う事業の一つとして、**村内在住の65歳以上の方を対象に、その方の状態や必要性に合わせてさまざまなサービスなどを提供する事業**です。

## ■総合事業には2つの事業があります

総合事業には、**要支援に認定された方や生活機能の低下が見られる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」**があり、皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



## ■利用の流れ



要介護認定で要支援に認定された方や、基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された方が対象となります。「訪問型サービス」と「通所型サービス」があり、平成28年度に実施するサービスは次のとおりです。

## 訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーなどによる調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護は、「指定基準型訪問介護サービス」として利用を継続できます。



	指定基準型 訪問介護サービス	シルバー 家事援助サービス	はーとふる 家事援助サービス
内 容	これまで介護サービス事業者から提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービス	シルバー人材センター会員や、はーとふるボランティア会員による掃除・洗濯等の家事支援が受けられるサービス	
利用回数	週1～3回程度	月8回、12時間まで利用可能	
利用者負担額	1～2割負担 (従来の介護予防訪問介護と同じ)	1時間200円 (2人で1時間の場合は2時間で計算)	

## 通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といった介護予防に有効なサービスも受けることができます。※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護は「指定基準型通所介護サービス」として利用を継続できます。

	指定基準型 通所介護サービス	なごみ体操教室	なごみ チャレンジスクール
内 容	これまで介護サービス事業者から提供されていた介護予防通所介護と同等のサービス	なごみ・総合支援センターで開催される介護予防体操教室(シルバーリハビリ体操)に通います。	なごみ・総合支援センターで開催される、専門職による介護予防・機能回復教室に通います。
利用回数	週1・2回程度	週1回(通年)	週1回(4か月)
利用者負担額	1～2割負担 (従来の介護予防通所介護と同じ)	無料(実費が掛かる場合あり)	

# 一般介護予防事業

村や地域包括支援センターでは、65歳以上の方を対象に、いつまでも健康で生き生きとした生活を送れるよう、運動や認知症予防の教室等を開催しています。開催日時など詳細は、毎月「広報とうかい」でお知らせします。

	いきいき体操教室(身体機能維持)	ゾテリア東海(認知症予防)
場 所	総合福祉センター「絆」 各コミュニティセンター	なごみ・総合支援センター 各地域
利用回数	週1回程度 ※会場により異なります。	
利用者負担額	無料 ※飲食費や材料費など実費が掛かる場合があります。	



# そのほか、 介護福祉課からのお知らせ

地域の介護予防活動を推進するため、次の2つの制度がスタートします。なお、制度の説明会を開催しますので、詳細は13ページをご覧ください。

## ●地域の介護予防活動団体を応援します！

地域に介護予防活動を広めたい！

### 地域支え合い活動団体補助制度

地域におけるサービスの多様な担い手を育成するため、地域において介護予防教室や生活支援サービスを実施する団体に補助金を交付する制度です。活動の内容や頻度によって補助金額が異なりますので、補助を受けたい団体は、まずはご相談ください。

#### 【対象団体】

65歳以上の高齢者を対象として介護予防教室(年10回以上)または生活支援サービス(年30回以上)を実施する地域の団体(会員またはスタッフが5人以上)

#### 【対象となる活動】

▽介護予防教室…健康づくり、介護予防、孤立・ひきこもり防止を目的とする居場所づくり  
▽生活支援サービス…家事支援や移動支援

#### 【補助金額】

年額5～30万円(活動内容・回数による)

#### 【申し込み・問い合わせ】

所定の申請書に必要書類を添えて、介護福祉課介護保険室へ申し込みください。書類審査の上、補助の可否を決定します。

自らの介護予防活動に専門職を呼びたい！

### 介護予防アドバイザー派遣制度

地域において自主的な介護予防活動を行う団体に対し、介護予防プログラムを指導したり、介護予防に関する啓発を行う理学療法士や保健師、看護師などの専門職の指導講師を派遣します。ご希望に沿った専門職を派遣しますので、まずはご相談ください。

#### 【対象団体】

村内に活動拠点があり、会員または参加者が10人以上の介護予防に取り組む団体

#### 【講師派遣費用】

村が負担します。

#### 【申し込み・問い合わせ】

所定の申請書に必要書類を添えて、派遣希望日の1か月前までに、地域包括支援センター(☎287-2516)へ申し込みください。書類審査・講師選定の上、派遣決定の可否をお知らせします。

## ●4月から、家族介護用品購入費助成事業が、要介護認定者家族介護用品給付事業に変更になります

#### 【対象(変更なし)】

村内在住で①要介護1・2の認定を受けている方のうち、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上または「障害高齢者の日常生活自立度」がA1以上②要介護3・4・5の認定を受けている——のいずれかに該当する方を在宅等で介護している方

#### 【助成額(変更なし)】

①年額3万6,000円/人 ②年額7万2,000円/人

#### 【給付方法(変更あり)】

4月～(変更後)	従来(変更前)
(1)村に申請後、決定通知とともに、家族介護用品カタログを送付。	(1)村に申請後、決定通知を送付。
(2)介護者が委託業者に注文(月1回)	(2)介護者に助成券を交付。
(3)委託業者が介護者に家族介護用品を宅配(月1回)	(3)指定店舗で助成券を使って購入。

#### 【申し込み・問い合わせ】

介護福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1164)

## ●3月をもって、次の高齢者支援サービスが終了となります

- ▽寝具乾燥消毒サービス事業
- ▽徘徊位置探索サービス加入料助成事業
- ▽高齢者住宅用火災警報器購入費助成事業
- ▽軽度生活援助事業(4月から総合事業へ移行)

